

国会公契第 6 号
国官技第 193 号
国営管第 218 号
国営計第 75 号
国北予第 8 号
令和 7 年 9 月 8 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿
営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
営 繕 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

営繕工事における総合評価落札方式
技術提案評価型 S I 型の試行について

国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。）における総合評価落札方式「技術提案評価型 S I 型」の試行については、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式技術提案評価型 S I 型の試行」（令和 7 年 5 月 14 日付け国会公契第 2 号、国官技第 35 号、国営管第 43 号、国営計第 18 号、国北予第 3 号）（以下「本件通知」という。）により通知されているところであるが、営繕工事における試行については下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

記

1 技術向上提案テーマの内容

本件通知別添（5）③の①中「国土交通省土木工事の脱炭素アクションプラン」のリーディング施策に記載のある資材（燃料、コンクリート、鉄、アスファルト）の活用」を評価の対象としていることについては、営繕工事についても同様の取扱

いとする。

2 技術向上提案に関する費用の明示

本件通知別添（５）④の＜提案者による明示＞中「一般管理費、間接工事費等」を「共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等」に読み替える。

3 技術向上提案の採用決定後の見積りの徴収と単価の考え方

本件通知別添（９）③を次に掲げる内容に読み替える。

技術向上提案の実施を指示した場合は、受注者から当該提案部分について見積りを徴収し、協議により請負代金額の変更額を決定するものとする。原則として、請負代金額の変更にあたっては、通常の工事請負契約書第１９条に基づく設計変更と同様に扱うが、単価の時点については、変更指示時点単価ではなく当初契約と同じ時点の単価を用いて積算することとするほか、技術向上提案に含まれる追加工事内容に関する変更額の算定における単価の算定方法等については以下の考え方を用いる。

（ア）当初契約済みの工種の場合

原則として当初契約時の単価を採用するものとする。

（イ）当初契約に含まれないが、公共建築工事標準単価積算基準、局設定単価、物価資料等が存在する場合

原則としてこれらの単価資料や標準歩掛によるものとする。

（ウ）当初契約に含まれず、発注者が単価や標準歩掛を設定していない場合

受注者の見積りの妥当性を発注者において確認した上で、見積りにより単価を決定するものとする。

ただし（ア）及び（イ）について、技術向上提案において、独自の材料、工法等を用いるため、当該提案部分に関して当初契約や積算基準の費用では対応できないことが示されている場合は、（ウ）と同様に見積りを活用した単価を使用することができる。

技術向上提案に係る設計変更後、工事着手後の現場条件の変更による数量変更や、賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額の変更の請求（スライド条項の適用）が生じた場合の設計変更金額の算定にあたっての単価については、通常の設計変更と同様に扱うものとする。

以上